

## 石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）制作業務委託 仕様書

### 1. 業務名

石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）制作業務

### 2. 業務の目的

本業務は、我が国固有の領土である尖閣諸島に関する基本的な情報を、国内外の多くの方々に情報発信し、正しく認識してもらうことを目的として「石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）」の構築を行うものである。

以下、発注者石垣市を「甲」、受託者を「乙」とする。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4. 業務内容

以下の業務を行うものとする。なお、業務完了後も、その取組が持続可能なものとなるような業務支援を行うこと。

#### （1）「石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）」の構築

①国内外へ情報発信を行う「石垣市尖閣諸島デジタル資料館」特設サイトの制作を行う。

##### ■Webサイト構築（構成、デザイン、動作確認）

##### 1) 基本フレーム構築

##### 2) ページ制作

- ・TOPページ
- ・個別ページ（17ページ程度）
- ・新着情報（CMS）設定

##### 3) その他、機能設定

- ・リンク
- ・著作権、プライバシーポリシー
- ・アクセスカウンター

##### 4) 表示言語

- ・日本語

②本特設サイトで尖閣諸島の情報発信を行う項目は、次のとおりである。

- ・News（新着情報）
- ・尖閣諸島の説明（名称等）
- ・基本データ（位置、周辺海域、大きさ、標高、概要等）
- ・歴史・文化
- ・自然

- ・環境問題（周辺海域のゴミやヤギの食害等）
- ・尖閣諸島における学術調査
- ・写真
- ・石垣市の取組（尖閣情報発信センター、標柱作成、パンフレット制作等）
- ・関連サイトリンク

なお、掲載内容については、甲と協議した上で完成させるものとする。

③安全なサイト運営ができるよう万全なセキュリティ対策を講じること。

④制作したサイトは、構築後も新着情報等、継続して更新できるような仕様とすること。

⑤デジタル資料館の開設（公開）は、業務期間内とする。

- (2) 「石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）」特設サイトの運営操作マニュアル  
委託期間完了後も、甲が継続して運営していけるよう、運営操作マニュアルを作成する。

## 5. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表

## 6. 実施体制

本業務の実施にあたり、次に指定する担当者を配置し、業務の遂行にあたること。

- (1) 担当者は、事業実施に関して、豊富な専門知識を有すること。
- (2) 担当者は、折衝・調整（コーディネート）能力及び合意形成能力に優れていること。
- (3) 担当者は、情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。

## 7. 資料管理

本業務において、甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

## 8. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## 9. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

#### 10. 成果品

石垣市尖閣諸島デジタル資料館（仮称）制作業務委託完了報告書  
（本業務において実施した内容と成果をまとめた報告書）  
紙媒体及び電子データ1式

#### 11. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて甲の管理及び帰属とし、乙が成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

#### 12. その他

- (1) 別途作成する委託契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、甲との情報共有、調整を行いながら実施する。